

特別とん税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 別に法律で定めるところにより地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港には、この法律により、特別とん税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「外国貿易船」、「開港」又は「純トン数」とは、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第二条（定義）に規定する外国貿易船、開港又は純トン数をいう。

(課税標準及び税率)

第三条 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

- 一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十円
- 二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに六十円